

午前九時〇〇分開議

○議長（繁田拓治君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（浦真彰君） おはようございます。

報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、令和7年度税制改正において改正されました個人住民税の特定親族特別控除の創設、軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し、加熱式たばこの課税方式の見直し等が主な内容でございます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、原則として令和7年4月1日から施行されることに伴い、当町税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

なお、お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

以下、美浜町税条例の一部を改正する条例について、要約してご説明申し上げます。

まず、個人住民税の改正として、大学生年代の子らに関する特定親族特別控除の創設についてでございます。物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、年齢19歳以上23歳未満の大学生年代の子らのうち、特定扶養控除の対象となる所得要件を超えた場合であっても、新たに特別控除を設け、配偶者特別控除と同様、控除の額が段階的に逡減する仕組みを導入するものでございます。

次に、軽自動車税の改正として、軽自動車税種別割に係る車両区分の見直しについてでございます。

令和7年11月から欧州規制と同等の排ガス規制の適用が開始されることに伴い、現行の50cc原付バイクでは規制クリアが困難であることなどにより、今後の生産、販売の継続が困難であることから、原動機付自転車の車両区分に125cc以下かつ最高出力4kw以下（50cc相当）に制御したバイクを新基準原付として、軽自動車税種別割の税率を年額2千円、50ccの原付と同額とするものでございます。

次に、たばこ税の改正として、加熱式たばこの課税方式の見直しでございます。

加熱式たばこは、重量及び小売定価を基に計算式によって、紙巻きたばこの本数に換算し課税していますが、紙巻きたばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、加熱式たばこの課税方式を重量のみに換算する方式に見直し、激変緩和等の観点から、2段階に分けて1本当たりの税額を紙巻きたばこと同等とするものでござい

ます。

その他、関係法令の改正に伴う項ずれ等の規定の整備を行っております。

以上が改正の主な概要でございます。

やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。4番、松下議員。

○4番（松下太一君） この2輪車と加熱式たばこ、今、説明で大体分かったんやけれども、もうちょっと。例えば原付が、ここで聞くんもちょっとあれなんですけれども、原付が125までになったということだったんかなこれ。そこらちょっとまあ一回教えてほしいんと。

加熱式たばこ、これ私も吸っているんですけどものすごく興味あってんけれども、大体これって、今で言うたら500円ぐらいのものならどのぐらいになるんかな、これもう紙巻きたばこと同等の税額になったということですか。ちょっとそこら、教えてください。

○議長（繁田拓治君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 松下議員にお答えします。

まず、軽自動車税の見直しということですが、先ほどの細部説明でもご説明させていただきましたが、排ガス規制によって50ccの原付では規制のクリアが困難であるということで、125ccバイクで50cc相当に出力を抑制したバイクを新基準原則として車両区分を設けるということで、今度50ccバイクというのが新たに製造、販売できなくなるので、それを50ccに置き換えるといえますか、今後そういった形になってきます。

現状、現在50ccの乗っていただいているバイクについては、そのまま乗っていただけます。125ccで4kw以下に制御したバイク、新基準原付ですが、これは今までどおり、原付と同等の法定速度が30kmであったり、2人乗りができなかったりという形で、今までの原付と同等の扱いということになりまして、ナンバーも今までの50ccのバイクと一緒に白のナンバーという形になります。

次に、たばこ税ですが、銘柄によっても若干違いがあるというふうになっているんですけど、大体今、現状が紙巻きたばこの税率の7割から9割になっていると言われておりまして、国税を合わせましたたばこ税の全体での増税額という形になるんですけど、大体1箱当たり40円から最大100円、そういった形で増税となるという見込みとなっております。増税という形なんですけれども、増税によってどれだけ1箱当たり値段が上がるかというのは販売でのことになると思いますので、ちょっと一概には幾らそれによって値段が、定価が上がるということはちょっと分からないんですけど、増税額としては1箱当たり40円から100円、最大100円ということでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） 分かりました。

それですね、たばこ税、町へも入っていますよね。大体、年間2,000万から3,000万ぐらいの金額だったと思うんですけれども、結構、また税金というのは期待できるということですね、どうですか。

○議長（繁田拓治君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 概算なんですけれども、大体150万程度増額の見込みとなっております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 今の紙たばこの件の関連ですけれども、多分以前教えていただいていたかも知れませんがまたお聞きしたいです。40円から100円までの増税になるというのが、今おっしゃられて分かったんですけれども、そもそも、紙たばこの100%のうち何割が税金であって、ほんでそれと同等になるということなんで、今、加熱式だったら何割の税金になっているのか、ちょっとその辺だけ抑えたいんでお願いします。

○議長（繁田拓治君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 龍神議員にお答えします。

紙巻きたばこなんですけれども、令和6年4月現在の代表的な紙巻きたばこの小売価格が20本入り1箱で580円となっています。そのうちですね、たばこ税、国税、地方税を合わせた全体のたばこ税が304.88円ということで、それにプラス消費税52.73円かかってまして、税の負担割合で言いますと61.7%という形になってございます。

これが紙巻きたばこ1箱当たりということになりますので、今現在、加熱式たばこにおいては、大体この7割から9割に抑えられているといたしますか、そういった状況になっているところなんで、大体それと同等にという形での税制改正になってございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。税務課に聞く話じゃないと思うかも知れないんですけれども、何かほな、今後、原付の免許で125まで乗れるん違うかと聞かれたことがあるんで、それここで聞くかどうか。でも聞いとかんことには、住民の方に聞かれたんで。それはないんやな。誰、答えてくれるか分からんけれども、ちょっとお聞きします。

○議長（繁田拓治君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 今回の車両区分の改正で、今までの125ccバイクのままの出力の場合ですと、今、原付の免許では乗れないですけれども、今回の125ccで最高出力を4kw以下に制御した新基準原付につきましては、原付の免許で乗れるという形です。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） すみません、質問の仕方が悪かったようで。

そうでなくて、今、原付だけしか免許所持していない方が、何かこの新基準になったら、多分勘違いだと思うんですけども、今度、原付が125になるんで、例えば70でも90でもなったときから乗れるん違うんかと聞かれたんで。だから税務課の範疇と話は違うとはよく分かっているんやけれども、それは新基準の出力抑制したやつだけが50ccより多くても乗れるだけで、今までどおり乗れへんという理解でよろしいんですよね。

○議長（繁田拓治君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 谷議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ほかないですか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第2 報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、法改正により国民健康保険税に係る賦課限度額の引上げ及び低所得者の軽減判定所得の見直しを行うものでございます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、当町国民健康保険税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

今回の改正は、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げることにより、保険税負担の公平性の確保及び中間所得層の保険税負担の軽減を図り、また低所得者に対する軽減対象範囲を拡充するものでございます。

なお、お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

以下、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、条文に沿ってご説明申し上げます。

第2条第2項及び第3項は、基礎課税額に係る課税限度額を現行の65万円から66万

円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の24万円から26万円に増額するものでございます。

第23条第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を算定において、被保険者1人につき現行の29万5千円から30万5千円に法改正し、第3号は2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき現行の54万5千円から56万円に改正して、低所得者の軽減対象範囲を拡充するものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項の施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2項では、改正後の条例の規定は令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することを規定しています。

以上が改正の主な概要でございます。やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 2番。まず、私ちょっと勉強不足かも知れませんが、よろしくお願い致します。

第23条の国民健康保険税の減額というところなんですけれども、新旧対照表を見ますと、この2段目の第2条第2項本文の基礎課税額から（ア）及び（イ）に掲げる額を減額して得た額と載っています。税条例を見てないのは私がちょっと勉強不足なんですけれども、この（ア）及び（イ）という内容を教えていただけたらと思います。お願いいたします。

○議長（繁田拓治君） しばらく休憩します。

午前九時十八分休憩

午前九時二十九分再開

○議長（繁田拓治君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） （ア）と（イ）ということなんですけれども、第23条の（ア）につきましては、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額、被保険者1人について2万1,700円、（イ）につきましては、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯1万5,400円、特定世帯7,700円、特定継続世帯が1万1,550円となっております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） すみません、お時間いただきましてどうもすみません。

それで、その減額のところで、課税額でもそうなんですけれども、天が66万というこ

とで、国民健康保険税の納付通知書で、私もあるんでこれちょっと見ているんですけども、これの年税額計のところをそのままあ言うたら66万円、天が70万か80万円から66万円になるていうことなのか、この減額というところなんですけれども、一つ一つ今言うてくれた所得割額とか均等割額とか平等割とかあるんですけども、それが何割か減額して、何かこう年税額になってくるんか。その年税額を合計したところから何割か減額するんかと、その辺とか。議案外かなあ。減額の66万円ていうのをちょっと教えてほしいんですけども。

○議長（繁田拓治君） 税務課長。

○税務課長（浦真彰君） 龍神議員にお答えします。

限度額ていうことなんですけれども、あくまでそういった計算をした後に、最終の課税額が金額を超えているという場合に、その金額、例えば、医療給付費分で基礎課税分としたら66万円、計算上66万円を超える税額とあったとしても66万円に抑えるという、限度額というのはそういった形になってございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ほかがございませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第3 報告第3号 専決処分事項の報告（令和7年度美浜町一般会計補正予算（第1号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 報告第3号 専決処分事項の報告（令和7年度美浜町一般会計補正予算（第1号））について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ923万3千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を46億9,947万5千円とするものでございます。

6ページ、歳入は、去る4月15日に前岸本県知事が逝去されたことに伴い、6月1日に和歌山県知事選挙及び和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙が執行されました。これ

に必要な予算として、県支出金、県委託金772万8千円を追加し、それぞれ県知事選挙委託金680万4千円と県議会議員選挙委託金92万4千円を計上いたしました。繰越金150万5千円は財源調整でございます。

8ページ、歳出は、総務費、選挙費923万3千円の追加でございます。

県知事選挙費は693万2千円を追加いたしました。投票及び開票管理者や立会人の報酬、職員手当等は事務従事職員の超過勤務手当、需用費は県知事選挙ポスター掲示板や入場券の印刷費等、役務費は入場券の郵送料、委託料は入場券の作成に係る電算処理委託料、県知事用選挙公報配布委託、ポスター掲示板設置撤去委託業務、備品購入費は投票用紙自動交付機の購入でございます。

県議会議員選挙費は105万2千円を追加し、県知事選挙費と同様で、報酬は開票立会人の報酬と、需用費は県議会議員選挙ポスター掲示板等、委託料は県議会議員用選挙公報配布委託、備品購入費は投票用紙自動交付機の購入でございます。

参議院議員選挙費は124万9千円の追加でございます。国政選挙における投開票日の速報、選挙後の諸事項調査や結果調べの報告などを行うに当たり、LGWAN回線による投開票速報オンラインシステムを使用するよう総務省から通達がありましたので、開票所となっている地域福祉センターにLGWAN回線を整備するための費用でございます。

4月18日付でやむなく専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷議員。

○9番（谷進介君） 9番。3点ほど。

まず歳出です。9ページ上のほうから、県知事選挙の12の委託料、電算処理委託はもういいですが、公報配布の委託先とか、その下の掲示板設置撤去、これはどのようにして委託先なりそれを決めていくのか。以前聞いた記憶あるんですけども、ちょっと何分、記憶力が不確かなもので、どのようにして決めているのか。

それと、その下2行、投票用紙交付機って、行って名前を言うたら投票用紙をくれるのかなとか思ったんですけども、これはどんなものなのか。県議会議員のとき、そんな見当たらなかったのだからちょっと説明を求めたいのと。

それと、最後のLGWAN回線の云々ですけども、これは今度の参議院選挙から使うということなのかと、それと、今後、それだけに、国政選挙のためだけなのかと思いついて、ほかに何か使えないのか。それに関して、そんな国政選挙のために整備しろと言いつながら一般財源100%なんです。その辺、何かちょっと釈然としないんですけども、少しご説明を願いたい。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） まず、委託料についてです。

公報の配布につきましては、シルバー人材センターのほうへ委託しております。

また、掲示板の設置についても、以前まではシルバー人材センターのほうで委託しておりましたが、設置される方がいなくなりましたこともありまして、町内業者の方に今回は委託をさせていただいております。

投票用紙交付機でございます。これについては、期日前投票の際に使用をいたしました。県知事選挙用、そして県議会選挙用、それぞれ1台ずつでございます。今までは、投票用紙を裸で大体200枚単位で用意しておりまして、足らなくなったらその都度、金庫に保管しているものを取り出してきておりました。今回、採用した交付機でございますが、これについては1,000枚入れられること。それと、投票用紙の色を識別できること。それと、リアルな投票用紙の交付用枚数を表示しておるところ、それと1枚ずつ確実に投票用紙を取り出せるところでございます。そういったことで、今回購入をさせていただいたところでございます。

LGWAN回線につきましては、これは参議院選挙、国政選挙から利用します。これは、今回は参議院選挙の選挙結果報告をするために今回接続に至りました。現在、開票所となっております地域福祉センターの3階にはその環境がございませんので、速やかに結果を報告するために、そういった整備をさせて、支出した次第でございます。そのために引いたのですが、LGWAN回線ということで、これは我々の業務でいうところの情報系の回線でございます。今回の選挙以外では、現時点では会場となっています福祉センター3階の大会議室におきましては、会議とか研修会とかで職員用のパソコンを用いて職員専用サーバーの利用やメールの送受信は行うとなるものです。

LGWANの接続回線ができましたので、今後、将来的には、各部屋へ接続を広げたり、基幹系の改正の環境も整えれば、将来的には役場庁舎と同じ環境で業務ができることになろうかとも思っております。

また、財源につきましては、これは一般財源だけのものがございます。国のほうへもそういった問い、今、確認等はしておるところでございますが、既にテレワークの環境として当時、特別交付税措置がされた経緯もございます。さきにそういったテレワークを整備した自治体については、その環境を用いて当時と特別交付税措置されたものを活用して利用できるところがございますが、美浜町についてはそういった環境はしていなかったということもありまして、これについては一般財源のみというものとなっております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷議員。

○9番（谷進介君） ポスターの掲示場の設置撤去、これは結局、この金額やから随契、契約形態を教えてください。

それと、福祉センターのほうへ、もしかしたら前部屋へ云々としたら、役場の課が向こうへ行くというようなことも考えられているんですか。というふうにも少し受け取れかねないようなところもありましたので、そんな展望も持っていらっしゃるのかどうか、お聞きします。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 今回の掲示板の設置については、随意契約で委託しました。

それと、役場の業務をという話については、可能性としてそういった環境があるということでも話しさせていただいた次第でございます。今、特に決まっているものではございません。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 4番、松下議員。

○4番（松下太一君） そもそもLGWAN回線をちょっと説明してくれますか。それが分からぬので、今、余計、課長の説明で分からへんようになってしまった。普通のWi-Fiとかそんなじゃないんですね。それを教えてください。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） このLGWAN回線につきましては、地方公共団体の間で情報共有とか連携を行うために使用される行政専用の閉鎖的なネットワークでございます。閉鎖的ゆえに、公共のインターネットからは分離されておりまして、セキュリティー対策が、そういう意味では施されているネットワークでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、報告第3号 専決処分事項の報告（令和7年度美浜町一般会計補正予算（第1号））については、承認することに決定しました。

日程第4 報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）について、細部説明を申し上げます。

3月議会の補正予算におきましてお認めいただきました5件の事業について、地方自治法第213条の規定により繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書の報告をするものでございます。

1件目の総務費、総務管理費につきましては、物価高騰対応負担軽減給付金事業でございます。繰越額は476万1千円で、その財源は、国県支出金454万1千円、一般財源

22万円でございます。

2件目の民生費、社会福祉費につきましては、地域福祉センターエレベーター改修事業でございます。繰越額は1,155万円で、その財源は、地方債1,150万円、一般財源5万円でございます。

3件目の土木費、道路橋梁費につきましては、内水浸水想定区域図作成事業でございます。繰越額は234万5千円で、その財源は、国県支出金117万2,500円、一般財源117万2,500円でございます。

4件目の教育費、教育総務費につきましては、第3期子ども・子育て支援事業計画策定委託業務でございます。繰越額は377万5,200円で、その財源は一般財源でございます。

5件目の教育費、中学校費につきましては、松洋中学校施設外壁等改修事業でございます。繰越額は3,256万3千円で、その財源は、国県支出金1,083万1千円、地方債2,170万円、一般財源3万2千円でございます。

以上5件の報告でございます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

本件については、議会の承認事項ではありませんので、これで議了します。

日程第5 報告第5号 建設改良費繰越計算書の報告（美浜町水道事業会計）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 報告第5号 建設改良費繰越計算書の報告（美浜町水道事業会計）について、細部説明を申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費の一部を翌年度に繰越しをいたしましたので、同条第3項の規定により報告をするもので、繰越額は660万円、財源につきましては、損益勘定留保資金660万円でございます。

事業の内容は、配水管の更新となっております。

繰越理由につきましては、請負業者による工事着手の遅延及び資材手配の不備により、契約工期内に工事を完成することが見込めないこと並びに埋設物等の状況による資材変更に速やかに対応することができないとの判断に伴い、工事打切精算を行ったためでございます。

なお、残工事につきましては、別業者と契約済みで6月末までに完成する予定となっております。

以上報告を終わります。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。4番、松下議員。

○4番（松下太一君） これ、たしか和田東の会場だったと思うんですけども、この打

切りになった経緯をちょっと説明いただけたらと思います。できたら業者さん、どこの業者とか、そこらちょっと説明願います。

○議長（繁田拓治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

工事箇所については、議員おっしゃる箇所でございます。

その工事につきましては、当初契約の工期につきましては6年12月7日から7年の3月31日で有限会社ダイケンと契約しております。

打切りになった経緯でございますけれども、工事のほうの着手、いろいろ着手前の書類であるとか、実際の工事着手というのを再三の依頼及び忠告ですね、こちらでさせていただいたんですけども、工事に実際かかったのが3月というかなり遅い時期になりました。いろいろそこで何回か業者のほう、それ以前にもいろいろ話はしているんですけども、こちらの満足いく答えがいただけなかったということで、細部説明でもちょっと説明させていただきましたけれども、完成する見込みが立たないと。プラス、それにプラスアルファいろんな、これから工期を延ばしたとしても、資材の関係とかの納入の関係で時間がかかったりというのがあるというふうに判断しまして、いろいろ住民さんの迷惑とかを考えると、これで打ち切って工事を再度、別業者でっていうふうにしたほうが良いと判断しまして、こういう経緯で打ち切らせていただきました。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

本件については、議会の承認事項ではありませんので、これで議了します。

日程第6 議案第1号 美浜町後期高齢者福祉基金の設置に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第1号 美浜町高齢者福祉基金の設置に関する条例を廃止する条例について、細部説明を申し上げます。

美浜町高齢者福祉基金の設置に関する条例は、平成2年に、高齢者の福祉の増進を図ることを目的として制定されました。

同年に美浜町高齢者福祉基金として、地方交付税算入分1,821万2千円を積み立て、以降平成5年まで地方交付税算入分及び利息分を積み立て、平成6年度から昨年度までは利息分のみを積み立てでございます。

また、本基金の取崩しにつきましては、平成4年度に2,050万円を取り崩し、以降平成24年度までは250万円、平成25年度から令和5年度までは1,000万円を取り崩し、福祉センターに係る費用や高齢者福祉事業に充当してきました。令和6年度に、残額の846万4,298円全額を取り崩し、当該基金残高がゼロ円となったことから、

当該基金に係る設置に関する条例を廃止するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。今の細部説明で大体は理解はというか、状況は分かったんですけども、そもそももとの条例では、今、第1条で設置を言いましたけれども、第2条の積立のところでは、基金として積立てる額は、前条の事業のため地方交付税に算入される額とする。いや、これだけ見て毎年、何か高齢者福祉の増進を図るために算入されているのかなと普通は理解されるように思うんですけども、今の細部説明だと、初年度に一千八百何がし、初年度というかそれ1回だけもらって、後はもう全然算入がされていなかったからゼロになる。ゼロになるのが不思議だったんですね、第2条からを判断すると。その辺の説明を一つと。

それと、こんなふうに、高齢者福祉の増進を図るための基金がなくなるということは、高齢者福祉の増進は美浜町では今後図られなくなるんですか。その辺はいかがでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

交付税算入につきましては、先ほどの説明で初年度、令和2年度、1,821万2千円を普通交付税算入分として割り当てられたので、それを基金して積み立てられました。以降平成5年度まで順次、交付税算入分がございました。令和5年度まででは合計が1億8,347万6千円の交付税の算入がございました。

一方、最大、利息の運用も含めまして1億6,000万円程度あったこともございます。以降は、交付税の算入がなく、利息の運用のみでずっと来まして、当時は利息も高かったこともありましたが、近年については利息が低くなってきた。また、毎年250万、また、平成25年度からは毎年1,000万ずつ取り崩して、最終はゼロになったということもございます。

今後、高齢者福祉についてはしていかないのかということについては、もちろん当然していくことでございますので、財源として高齢者福祉基金があったので、毎年1,000万取り崩して充当してきましたが、今年度以降は当然、財政調整基金のほうでの取崩して高齢者福祉事業に努めてまいることになります。

以上です。

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町後期高齢者福祉基金の設置に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 議案第2号 工事請負契約の締結について、細部説明を申し上げます。

令和7年度、浜ノ瀬消防車庫新築工事の入札につきましては、令和6・7年度美浜町建築業者ランク1の3業者とランク2の3業者の合計町内6業者を指名し、去る5月30日に入札執行いたしました。

今回の入札は、工事設計額が5,000万円以上の入札のため、低入札価格調査制度を適用し、あらかじめ低入札調査基準価格を設定しての入札となります。入札の結果につきましては、予定価格7,083万1千円、低入札調査基準価格6,516万4千円に対し、最低入札価格は6,516万4千円で、低入札調査基準価格と同額、また、参加全業者が同一金額での応札であったため、抽せんにより落札者を決定しました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものであり、契約の相手方は、和歌山県日高郡美浜町大字和田2101番地の3、株式会社市川組美浜支店、支店長、市川美貴氏で、契約金額は7,168万400円でございます。

工事概要につきましては、鉄骨造2階建て、延べ床面積150㎡、外構工事一式等です。

補足といたしまして、入札結果に関する資料と平面図、立面図をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。ちょっと何点か。

まず、抽せんでってお聞きしたんで、抽せんの方法ってこの場であんまり聞いたことがないと思うので、どんなふうなことをするのか。

それと、皆さん同額でと、これを競争入札と言うのかどうか、よく何かちょっと釈然としない、そういう感想は否めないところだと思いますので、指名競争、一般競争いろいろあると思いますけれども、その辺を検討し直すというようなお考えはないのか。

それと、もちろんこの浜ノ瀬区に車庫を建てることをどうこう申し上げているわけではありません。最初に申し上げておきますが、いかんせん、もう地政学的に南海トラフであるとかというのは、津波が襲来した場合、浸水が否めない地域でありますので、そんな折は、中にある一番は消防車であるとか、これぐらいだったらすぐここへ持って行ってとかいろいろなその対応までもちゃんと考えられているのか。ここを浸水しないようにしろなんかというのは、それはもう論理的な裏づけのない話でありますので、そういう大規模で津波襲来時の手順であるとかマニュアルであるとかというのも、今回のこの新築工事に際し

てですねちゃんと打合せができているのか、そのあたりをお聞きします。

○議長（繁田拓治君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 谷進介議員にお答えします。

まず、入札の方法について、私のほうから説明させていただきます。

抽せん方法ということですが、まず予備抽せんを行いまして、予備抽せんの順番で本抽せんを行います。具体的に言いますと、予備抽せんするときには棒状の番号を書いたあれを引いていただいて、それで本抽せんの順番が決まりますので、今度はその順番に1から業者数、今回だったら6ですが、書いた玉を入れて、がらがらと回すというような一般的な抽せん方法でございます。

それで、あと同額ということですが、美浜町の入札の場合ですね、予定価格、それと、今回は低入札調査基準価格になるんですけども、事前に公表しております。公表した金額については全業者が並んだというようなことですが、今の業者さんの仕事の状況というのか、やっぱり年度始めというのは工事が出にくいというようなところも和歌山県にしてもあると思います。そういうようなことで、皆さん、ちょうど手持ちの工事がなかったのかなというふうな感想はございます。

それと、変更検討はしないのかというところもございまして、今の入札のままですね私どもはいきたいというふうに考えております。ていうことは、予定価格、最低制限価格ですね、そういうふうな低入札調査基準価格、そこは事前に公表して続けていきたいというふうに担当課としては思っています。

以上です。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

この浜ノ瀬消防車庫の新築工事についてでございますけれども、今現在の浜ノ瀬消防車庫につきましては、昭和57年に建築されてございまして、今現在約40年が経過をしております。長年、老朽化とともにですね台風時とかにはですねいろんなものが飛んできたりというようなことがありまして、以前、住民様にもご迷惑をおかけしたというような経緯もございまして、そういうことも受けましてですね、ここ数年、検討を重ねてきたところではあるんですけども、また、浜ノ瀬区からの地区要望、昨年、本年と地区要望をいただいております。そういうふうな地区要望の中にはですね、地域の拠点となっている住民会館から距離が遠いため、今現状の消防車庫ですね、住民会館付近への移転を検討したいというような地区要望も現在出ているところでございます。

そういうことも加味する中で、住民会館の近くに寄附を頂けるというふうなお話がございます。1件だけではなくて数件寄附を頂いたところでございます。一部に関しましては、町のほうで買取りをさせていただいたという経緯はございます。その買取りもした中で、まとまった土地が住民会館の近くにできたということもありまして、今回、新築工事をさせていただきたいというふうな考えに至ったというところでございます。

なお、議員おっしゃるように、南海トラフの巨大地震の津波に関してですが、想

定津波浸水深はですね、今現状の消防車庫は4 mから5 m未満というような想定になってございまして、新たに今考えている土地につきましては、それよりも1 m下がりにまして3 mから4 m、ただ、浸水するという想定ではございます。

ただ、浜ノ瀬区におきましては、なかなか高台と申しますかそういうところがございませんので、そのあたりはなかなか難しいのではないかとこのところでございます。

それと、津波襲来時につきまして、区とも相談はできているのかというような話でございますけれども、もちろんそういうことも含めまして現在、今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をします。

再開は10時25分。

午前十時〇九分休憩

—————・—————

午前十時二十五分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

日程第8 議案第3号 財産の取得についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 議案第3号 財産の取得について、細部説明を申し上げます。

G I G Aスクール構想、令和元年12月に打ち出されたこの政策の大きな柱の一つでありました児童生徒1人1台端末の整備、現在、その着実なる更新を文部科学省は目標として掲げております。

県内各市町村においては、和歌山県と共に和歌山県市町村教育情報化推進協議会を組織し、この協議会による共同調達方式により学習者用端末の更新を進めてきているところ、4月23日には協議会にて1台当たりの契約単価に係る一般競争入札が執行され、その後の4月28日付で、市町村との契約方式は随意契約とすることや、1台当たりの契約単価などを記した協定書が、協議会と落札者との間で締結されています。

執行されました一般競争入札につきましては、予定価格1台5万5千円に対しまして5

万4,890円という結果でありました。また、この一般競争入札への参加資格要件の審査についても、事前に協議会にて行われております。

以上のことを踏まえ、小・中学校GIGAスクール用コンピューター（学習者用端末）の取得（購入）について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであり、契約金額は2,382万2,260円、契約の相手方は、協議会で執り行われました一般競争入札の落札者であるとともに、協議会と共同調達に関する協定を締結されました和歌山電工・日本電通コンソシアム、代表者、和歌山県和歌山市吹屋町5丁目29番1号、和歌山電工株式会社和歌山営業所、所長、松山慶吾氏。構成員、大阪府大阪市港区磯路2丁目21番1号、日本電通株式会社、代表取締役社長、川副和宏氏でございます。

内容につきましては、学習者用端末434台の取得及び現行端末の回収とそのデータ消去でございます。

補足といたしまして、本議案に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） このコンピューターというのは、基本的に、どれぐらいでまた将来こういう感じで購入せなあかんとか、そういう未来の予想はついているんでしょうか。

それともう一個、未来の予想でいいますところの、これを勉強することによって、子どもたちはどれぐらいのレベルでコンピューターができるんでしょうか。パソコン、どこまでのことができるか。例えば授業の単位になったりするのかな、いろいろちょっと構想的な話なのでお聞かせ願いたいと思います。分かる範囲でお願いします。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） すみません、私のほうから、その次の更新というご質問に対しましてです。

前回から5年使って今回更新させていただくというところを踏まえますと、決まったものではございませんけれども、やはり次の5年後というのが一つのあれになろうかと思っております。

同様に、子どもの1人1台端末以外の例えば校務用パソコンですとか、いわゆるそういう部分についてもですね5年のリースで更新をかけてきているというような実情もございますので、やはり5年というのが一つの目安かなと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 北村議員のご質問にお答えいたします。

子どもたちが将来どの程度活用できるようになるかということであったかと思うんですけども、この点につきましては、今、私自身というんですか、私自身というよりも一つ

課題になってあるのは、いわゆるタイピング、これの能力について、これは今審議されてある中央教育審議会の中でもテーマになってあるんですけども、やはり能力差があると。そういう中で、きちんとどの段階でどの程度入力できるというんですか、そういうものを一つ基準をつくって取り組むべきではないかというようなことも論議されているところで。その中で、例えば総合的な学習の時間を活用するであるとか、その辺のあたりはされております。

ですから、まず活用というところになりますと、やはり入力ですね、それをいかにスムーズにできるかということ、これが基本になるかと思うんですけども、学校、本町におきましても、そのあたり、1年の段階から何とか入力できるようにということに取り組んでいるところです。現状、子どもたちは使えば使うほど、それについてはスムーズにいけるかなというふうに思うんですけども、やはり技術的なところ、ただやみくもに使ったら伸びるかというたらそうでもないかなというあたり、まず一つでございます。

あと教科の学習においても、いろんな面で活用するよということではしているところです。例えば、言われているのは、個別最適な学習というふうに言われているんですけども、それぞれの子どもたちの能力に応じて、自分で子どもたちが判断してICT機器を活用できるようになる。そういうふうなところが使えるようになればということで、そういうような形での授業改善というあたりも一つ視野になっているところです。

あと中学になりますと、技術家庭のほうで、これもプログラミングも含めて活用能力、これを高めなければならないということでの取組もされているところです。

でも、最終目指すところといえば、やはり子どもたちが使いたいと思ったときに自分で判断して、こういう活用の仕方もあるよ、こういう調べ方もあるよというんですか、このあたりを自分で判断して使えるようになるというのが一番の目標ではないかなというふうに思います。

特に、このように変革が激しい時代にあっては、紋切り型の、言われているのは知識注入型の教育ではなかなか将来的に子どもたちが予想困難なと言われている時代を乗り越えていくというんですか、難しいというふうに思うんですけども、そのときにやっぱり一番大事になってくるのが情報活用能力、いかにして情報を取得して、そしてそれを生かしていくかということになるかと思うんですけども、そのあたり、ここまでということはや言えないんですけども、目指していきたいなというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、やはり自分で子どもたちが必要と思ったときに、その使い方を十分活用できる、それだけの能力を養っていかなければならないというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（繁田拓治君） ほか、ございませんか。4番、松下議員。

○4番（松下太一君） 単純な思いなんですけれども、この随意契約、説明にあったとおり、協議会からそんな定めがあるということで随意契約していると思うんですけども、

単純に二千何百万の随意契約っていうたらえって思うわけなんですけれども、そういうこと。

ただ、これで分かる範囲でいいんですけれども、協議会が業者とか、コンピューターの機種とか選定したわけですね。そこらは協議会のほうではどんなふうな決め方をしたのかなど、単純にちょっと疑問出たんです。そこら、分かる範囲でお願いします。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） お手元にお配りさせていただきます議案第3号の資料の真ん中ですね2番の端末のですね主な仕様、コンバーチブル型から始まって、これらをですね私ども、それから和歌山県さんも交えてですね、いろいろ意見を提案しながら決めたわけでございます。

その中で、まず国の補助基準額の上限が5万5千円ですので、5万5千円以内の物品。それからその次は、ここにありますように、どうしても子どもさんが落としたりということなので、できるだけ丈夫なもの、そういう落下とかに強いもの。3つ目につきましては、またこのカタログの絵にあるように、いわゆるキーボードとディスプレイが脱着式ではなしにくっついているもの、さらにそれがこの写真のように360度回転するようなこういうものっていうところが、まずは大きな項目として統一的な各市町の意見でございました。

そういった中で、そういったことを議論しながら、この2番に記載されている端末の仕様を決め、一般競争入札という形に手順を踏んでいったというところでございます。たまたま結果として、応札していただいた業者さんがこのコンソーシアムさん1社だけだったというところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 財産の取得についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（河合恭生君） 議案第4号 財産の取得について、細部説明を申し上げます。

小・中学校GIGAスクール用コンピューター（指導者用端末）につきましては、導入から6年近く経過しており、先ほどの学習者用端末と同様、更新するものであります。あわせて、各教室にワイヤレス映像伝送投影装置を設置いたします。

令和6・7年度の一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請がなされている業者の中より、御坊市及び日高郡内に本店または支店もしくは営業所を有するとともに、御坊市及び日高郡内の市町へのコンピューター機器の納入実績と美浜町立小・中学校への物品の納入実績があること、これら3つの条件を満たしている5業者を指名し、5月13日に入札執行いたしました。

このことより、小・中学校GIGAスクール用コンピューター（指導者用端末）等の取得（購入）について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであり、予定価格1,653万6,960円に対し、契約金額は1,644万2,800円、契約の相手方は、和歌山県御坊市野口501番地1、ASMILE株式会社御坊営業所、所長、平松秀一氏でございます。

主な内容につきましては、指導者用端末38台の取得と、それに付随するソフトウェアのインストールやネットワーク設定などのセットアップ作業及び現行端末の回収とその物理破壊による廃棄、そして、映像伝送投影装置の取得とその設置でございます。

補足といたしまして、本議案に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。先ほどの第3号でも少し疑問はあったんですが、単価が安いのでわざわざなというので質問はしませんでした。今回、1台当たり32、3万円。今までこんなふうには、私の経験則から言うと、ほとんどが債務負担行為、つまりはリースでの事業が多かったやに記憶をしておりますが、今回、財産の取得ということで購入。そうなりますと、そこは何ら問題ないんでしょうけれども、今後のメンテナンスというか、故障したりとかそういうことに関してとか、そのあたりをいろいろ勘案されてもこんなふうに入札にされたのか、そのあたり少し詳しくご説明を願いたいです。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） お答えいたします。

前回このタブレットにつきましては、ご指摘のようにですね5年間のリース契約ということでそろえたものでございます。今回は6年使って、一括して買取りの契約ということになります。

確かにメンテという部分の問題もあります。基本的には、入札における積算過程の中で、これらの端末についてはですね60か月のいわゆる5年間ですねサポートという部分でも費用を計上しているところでございます。金額的には僅かな金額ですけれども、そういった形で38台の60か月分のサポートという内容も含めた上での契約というところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 一つは、今、谷議員と同じメンテのお話をさせてもらおうと思ったんですけども、もう一つなんですけれども、この先生、指導者の台数といいますか、これどんな積算でされたのか。といいますのは、多分これ映写機やと思うんですけども、ワイヤレスプレゼンテーション、要る人と要らん人とか、この人は持てへんよとかいう感じになっていると思うんです。この辺ちょっと教えてください。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） まずこのワイヤレスの装置なんですけれども、これにつきましては、各教室に大型のこういうディスプレイがございます。もう既に設置されています。それと接続、教室にこのワイヤレスの装置をもうセットしときます。セットしておけば、どの先生が自分の今回買うあれで持ってきたときにでも、どの教室でもソフトのインストールとか、セッティングとか、そういうのはなしで、もうワイヤレスでいけるというものなのです。なので、これは、ワイヤレス装置は各それぞれの教室にセットしておくことにご理解ください。そうすることによって、どの先生がタブレットを持ってきて映しても、瞬時にボタン一つで画面に映せると、そういうようなイメージでございます。

それと、先生方の台数なんですけれども、当然、教員の方、それから町の講師先生の方等々が学校にはいらっしやいます。基本的には、今回の購入の38台というのは、その中でも主に担任の先生であったり教壇に立つ先生に対してのパソコンの更新ということで、それ以外の先生につきましては、今後の中で今の現行端末を活用していただくというケースも当然あるかと思えますけれども、今回購入するのは、基本的には担任の先生や教壇に立つ先生を中心とした台数で38台です。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 最後のお話で、そしたら担任の先生とかということであれば、使えない先生とかも出てくると。使えない先生もこれぐらいの金額のパソコンがあるという、言い方は悪いですけども、そういうことですよ。ほんでも、担任の先生とかになってきますと、その辺ちょっと軽く教えてください。嫌味のないように。

○議長（繁田拓治君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 懸念されるとおりでございます。

当然、私どもそういうことなんですけれども、ただこの面につきましては、今年もそうなんですけれども、予算をつけていただきまして、過去、月2回の計算になるんですけども、そういう研修会というんですか、講習をするように外部講師を派遣するというふうな取組もしてございます。

その中で、そういう先生方が少なくなるというんですか、いろんなところでそういう研修会の中で疑問を持つ中で、出す中で使えるようにという、そういうふうな取組も並行して行っておりますので、その中で解消していくことを今期待しております。

先生方についても、ちょっと調査も入れてあるんですけども、やっぱりもう使わな

かんというそういう意識は持っていただいているというふうに思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 今のことに少し関連しますけれども、使える人、使えない人、様々いらっしゃるかと思うんですが、今、学校教育の中で、やっぱり超過勤務であったりとかということの問題も結構ありますので、業務の効率化というあたりではいかがでしょうか。開始して6年間たったというあたりなんですけれども、そこら辺で業務が、もちろん生徒さん持っておられますので、先生が使えないというのは、受け手は持っていて送り手いないというのはおかしいと思うんですけれども、それが逆に業務の煩雑化というか、超過勤務につながるのかそういったことはないでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 今、国も県もというんですか、校務DXという言い方をしているんですけれども、いわゆる校務、その授業だけではなくて、やっぱり学校、先生方のいろんな業務、書類処理でありますとか、成績をつけるでありますとか、そういうこともあります。そこにもコンピューター、ICTを導入することによって、先生方の業務というんですか、それを軽減される方向でということ導入しているところです。

今度導入します先生方用のパソコンにつきましても、その辺のところも十分機能が果たせるようなソフト等もインストールしてというふうに考えているところなんですけれども。ということで、例えば一つ、テストの採点、それもできるようなそういうソフトもあるわけなんです。そのあたりを有効に使えば、先生方の業務というんですかね、軽減につながるんじゃないか。ほかにもいろんなものがあるんですけれども。

その中で負担ということになれば、初めソフトの使用の仕方を覚えるであるとか、そういうことについてはやっぱりあるかと思うんですけれども、それを使えるようになれば、今まで以上にそういう校務、いわゆる書類処理等にかかる時間、それを子どもたちの指導というんですか、子どもたちと向き合う時間に回せるんじゃないかなというふうに考えているところです。ということで、全くないかといえばそうではないんですけれども、それは少しずつ軽減、うまく活用することによって軽減していけるものだというふうに考えております。

とにかく、先ほどもちょっと言いましたけれども、ICTを先生方が活用することによって校務の業務量が減って、その分を子どもたちに向き合う時間、その増加につながるようなそういうような活用の仕方をしていただきたい、そんなふうに考えているところです。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 6年間経過しましたので、例えば新しく入ってこられる先生方、若い方、当然若いと思うので、のみ込みも早いし、日頃からほかの分野でも使っておられ

る。導入するにしろ、早いとは思うんですけども、高齢といたらおかしいですけども、その方々はやっぱりなかなか導入は難しいかと思うんです。6年間あったら少しそういったことが実感できているかなというところをちょっとお伺いしたかったんですけども。

○議長（繁田拓治君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） お答えいたします。

確かにおっしゃられるように、先ほども言いましたけれども、やはりどの教室でも先生方、指導用のパソコンを教室に持ち込んで、いろんな面で活用してございます。

それで、もう一つは、これは私も含めてということになるかと思うんですけども、年を取っているかという言い方はあれですけども、そんなどうしても苦手なんやよと、だからということで、もう今通る現場ではない。そういうことで言い逃れはできない、そういうような状況になっているかというふうに思います。ただ、その中でもやっぱり苦手なんよという人は当然おりますけれども、やっぱりそういう方には頑張っていたかなければならないというふうに思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 7番、谷重幸議員。

○7番（谷重幸君） 6年を超えるぶりの質疑です。冗談なんですけども、今の全ての質疑に関連するんですけども、いわゆるこれは国からの補助、交付金があったりとか、あるいはG I G Aスクール全体の構想のイメージもあるんですけども、国との関わり、要は国のほう、文科省なのかあれですけども、子どもの年間の授業のカリキュラム、この中にどれぐらいの一定の時間なのか、質なのか、そこはちょっと分かりませんが、組み入れてくださいよとか、そういったことってあるんですか。

○議長（繁田拓治君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 今そういった面では、本当に先生方の裁量というんですか、今は任せているところです。

ただ、先ほどもちょっと触れさせていただいたんですけども、今、指導要領の改訂に向けて検討が進められています。その中で、一つはそれでいいのかというような議論もされているというふうに聞いております。ですから、例えば総合的な学習の時間、それを活用する中でもう少しほかの教科のように系統的なものを、それなんかも取り入れていくべきではないかという、今、国のほうはそういう議論をされているというふうには聞いてございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 議案第5号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第2号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,755万9千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を47億1,703万4千円とするものでございます。

まず3ページ、第2表地方債補正の変更は、過疎対策事業債の限度額再算定により100万円が追加されたので、野菜花き産地強化事業を100万円増額いたします。

それでは、歳入からご説明いたします。

7ページ、国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金98万4千円の追加は、障害者総合支援事業費補助金でございます。

県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金194万5千円の追加は、農業費補助金で、農地集積・集約化等対策事業（機構集積支援事業）65万円と農地利用最適化交付金129万5千円でございます。担い手への農地の集積・集約化を促進するために、農業委員会等が行う事務に要する補助金でございます。

県委託金、総務費県委託金64万円の追加は、統計調査費委託金で、国勢調査に対する委託金でございます。

繰入金、特別会計繰入金3千円の追加は、後期高齢者医療特別会計からの繰入金でございます。

繰越金1,298万7千円の追加は、財源調整でございます。

9ページ、町債、農林水産業債100万円の追加は、過疎対策事業債で野菜花き産地強化事業に充当いたします。充当率は100%で、交付税措置は元利償還金の70%でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

まず、全般的には人件費の補正がございしますが、4月の人事異動等により、各科目において、給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金の増減でございます。また、4月から共済組合負担金の利率の変更により、人事異動のない科目でも共済費の補正がございします。

11ページの議会費からでございます。

議会費7千円の減額は、人件費の補正でございます。

総務費、総務管理費は224万1千円の追加でございます。

内訳は、一般管理費106万8千円の追加は、人件費の補正でございます。

財産管理費64万1千円の追加は、旧三尾小学校の浄化槽の改修に当たり、新たに浄化槽を設置するまでの仮設トイレ3基の設置費用で、役務費は、し尿くみ取り費28万7千円と使用料及び賃借料35万4千円の追加は、仮設トイレ3基分のリース料でございます。

地方創生事業費53万2千円の追加は、カナダミュージアムの雨漏り修繕費でございます。

徴税費60万4千6百円の追加と、13ページの戸籍住民基本台帳費7万5千円の追加は、人件費の補正でございます。

統計調査費45万円の追加は、国勢調査に係る調査区要図等策定業務でございます。

民生費、社会福祉費は512万5千円の減額でございます。

内訳は、社会福祉総務費783万2千円の減額は、人件費の補正と国民健康保険特別会計への繰出金782万8千円の減額でございます。

国民年金費4千円の減額は、人件費の補正でございます。

老人福祉費80万2千円の追加は、人件費の補正のほか、16ページの繰出金56万9千円の減額は、介護保険事務費繰出金98万3千円の減額と後期高齢者医療特別会計へは41万4千円を追加いたします。

心身障害者福祉費190万9千円の追加は、人件費の補正と電算処理委託料でございます。

児童福祉費4千円の減額と衛生費、保健衛生費72万6千円の追加は、人件費の補正でございます。

17ページの農林水産業費、農業費は247万7千円の追加でございます。

内訳は、農業委員会費234万9千円の追加は、人件費の補正と、報酬129万3千円、需用費1万3千円、役務費1万円、委託料63万円の追加は、機構集積支援事業委託に要する費用でございます。農業委員会等が行う事務経費を支援する事業を活用し、農地の利用状況調査や所有者等への利用意向調査を行うものでございます。使用料及び賃借料は、農業委員会委員研修に係るバス借上料でございます。

農業総務費4千円の減額は、人件費の補正でございます。

農業振興費は、過疎対策事業債の追加による財源更正でございます。

農地費13万2千円の追加は、若野頭首工転倒ゲート開度計取替工事に対する分担金でございます。

土木費、土木管理費78万3千円の追加は、人件費の補正でございます。

19ページの教育費、教育総務費は795万3千円の追加でございます。

内訳は、事務局費781万3千円の追加は、人件費の補正でございます。

外国青年招致事業費14万円の追加は、新たに招聘する外国語指導助手の住居へのエアコン設置費用でございます。

こども園費103万3千円の追加は、人件費の補正でございます。

21ページの社会教育費18万9千円の追加は、人件費の補正でございます。

保健体育費38万円の追加は、スポーツ全国大会出場補助金でございます。

公債費は、元金27万7千円の減額、利子61万9千円の追加は、平成26年度に借り入れた臨時財政対策債において、10年目の利率見直しにより元利償還金が確定したことによるものでございます。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げます。

添付資料といたしまして、給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。ページ指定をして質疑をお願いします。4番、松下議員。

○4番（松下太一君） 18ページの農林水産業費でございます。その中で、委員等最適化活動報酬、ありますよね。この業務の内容をちょっと簡単に教えていただきたいのと。

もう一つが委託料、機構集積支援事業、これ業務の内容と誰に委託するんかとか、ちょっと教えていただきたいのと。

あとバス借上料、これは多分、農業委員会でバスといいますとどこか視察に行かれるのかなとは思いますが、もし分かれば、どういった目的で行くのか、教えていただきたいです。お願いします。

○議長（繁田拓治君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

まず、最適化活動の内容ということでございますけれども、農業委員、今現在ですね、農業委員が12名、それと最適化推進委員が3名、全15名おるわけですが、この委員さんですね、毎日の活動としてですね、例えば誰か作り手を探しているよとかそういうふうな情報収集であったりですね、あと水路の保全とかそういうふうな水漏れであったりですね、そういうのを点検したりですね、いろいろ毎日毎日、圃場の確認とか農地パトロールなんかもあります。そういうふうな活動に対して報酬を払うということでございまして、これにつきましても、毎月毎月、その活動の報告というのはしていただいているというようなところでございます。

機構集積についてですけれども、機構集積、これ農地の利用意向調査が主なものになりまして、遊休地、その他の方にですね郵送しながら、今後の利用状況の調査、利用意向調査を行うものでございます。需用費とか役務費については、その消耗品であったり、切手であったりというようなところでございます。

あと委託料についてはですね、派遣職員を委託しまして、データの入力であったり、配布、回収した利用意向調査票を集計していただくというようなことでございまして、通常この業務は人材派遣の会社、具体的には田辺にあるオフィスメイトさんをお願いしているというような状況でございます。

それと視察先、議員おっしゃるとおり、バスの借上料というのは農業委員会の視察でございまして、今のところ予定しておりますのが、京都府亀岡市にあります春日部ファームというところに視察に行こうと思っております。これはタマネギの産地の復活ということでございますけれども、もともと個人でやっていた農業をですね法人化というんですか集落営農、そこから法人化ということで、大区画の事業をやっているというようなところでございます。

そこについてですね、やっぱり農業委員会サイドもこういうようなところ、今後の基盤整備も含めたそういうところを視察したいよということでもございまして、前に松下議員にも一般質問でいただきましたけれども、集落営農法人化に向けての第一歩というんですか、そういうところをまず農業委員会からやっていきたいというふうな視察でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） すみません、今ちょっとお聞きしていて、言うている節は納得するところがあるんですけれども、これ委員会等最適化129万、15名でということですか、12と3で129万、1人大体9万ぐらい、年間要るんですね。バスの借上料、これ京都に行くんですね。これぐらいの人数ということですね、40万。そんなもんなんですかね、両方。ちょっと無知ですみません、この辺の金額的なものなんですけれども、もう一回教えてください。

○議長（繁田拓治君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） まず、農業委員の報酬について、年間9万ぐらいということでもございますけれども、これが多分安いのではないかというようなことなのかなというふうには思いますけれども、例年ここからですね、また最後少し補正をいただくような形にもなると思います。

あと、バスの借上料40万ですけれども、1泊2日で京都へ行くんですけれども、これはバス会社のほうに見積りを取らせていただいた金額というようなことでもご理解いただきたいと思います。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 9番。まず、10ページ、過疎対策事業債、これ合計の残額は幾らになるのかなというのと。

12ページを指定していいのかな、何ページもそうです。要は人件費、給与の補正が出ていますので、ということは職員に対して労務管理の義務は発生すると思いますので。ご存じのように、6月1日から熱中症対策の強化がうたわれていると思うんですけれども、美浜町、当町においてはどのような何か対策をされるのか。近隣では何か、何とか服、いろいろありませんが、とにかく大変なご時世、僕、三尾からここへよく通っておりますので、潮騒かおる公園のところでも日中、この中で職員の方が作業しているのをよく見ます。だからそのあたりすごい心配だなと思うところも、というような観点からもそのあたり、

この2点、ご答弁いただけますか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） お答えします。

当初の予算の過疎対策債については6,810万円でした。これで100万円増額となりますので、6,910万円ということになります。

あと人件費のところ、職員の労務という点での熱中症対策についてでございますが、今現在、具体的な対策というのは講じる予定はございません。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） この対策は何か、ガイドラインでは義務化じゃないんですか。というふうに僕は記事で聞いたんですけども、見つける、判断する、対処する、これパンフレットですけども、しなきゃならないんじゃないんですか、町として。というか職員に対して。何も考えていないというのは、ちょっと何か答弁としてはいささか納得しかねますが、どうでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） そういった対策については、具体的には検討というのは実際のところ入ってございませんので、今後そういった必要等が生じてくれば、その都度で対応したいというふうに思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 2番。17ページ、18ページ、農林水産業の農業費の5番、農地費の負担金補助及び交付金で、先ほど若野堰のゲート何がしかの修繕というようにお伺いしたんですけども、聞き取りにくかったので、現地視察も行ってまいりましたので、ちょっと詳しく教えてください。

それと、21ページ、22ページ、教育費の保健体育費、保健体育総務費の負担金補助及び交付金、スポーツ全国大会出場補助金の38万円、大変おめでたいことなので、団体とか38万円の。第1回でもちょっと聞きましたが、詳細とか教えていただければと思います。

○議長（繁田拓治君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 私のほうから、農地費13万2千円の追加についてのご説明いたします。

これ、若野頭首工の転倒ゲートの開度計の取替えということでございまして、まず何をということなんですけれども、若野頭首工は幾つかのゲートで構成されております。今回、第4ゲートというゲートの開度計、これ水の量を調整するのにですね立ててしまう、倒してしまうじゃなしに、いろいろと段階的にやっていくんですけども、この開度計というのが壊れて、倒れるか立つかしかないというようなこととなります。それで、これを

修理するために13万2千円の追加をお願いしたということでございまして。

ちなみにですね日高川土地改良区から日高町土地改良区、美浜町土地改良区、あと御坊市、日高町さん、そういうふうな受益面積で割りまして、美浜町は13万2千円であるというようなことでございます。

これがうまいこといかないと、もう既に直しているんですけども、やっぱりこの農繁期の部分の水利というのが危惧されたというようなところでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 教育課長。

○教育課長（河合恭生君） スポーツ全国大会の補助金でございます。

まず予選を勝ち上がりまして、優秀な成績を収めることで出場することができる全国大会の規模、かつその大会が日本スポーツ協会とか、その協会に加盟する地方の競技団体の主催の今回でいいますと全日本軟式野球連盟、そういった大会がまず対象となります。

その大会に出場登録する選手、監督、代表者等の方々の交通費、宿泊費に対して一定の金額を限度として補助するものでございます。例えば北海道ですと、小学生は2万円、中学生は3万円、関東地方でいきますと、小学生は1万5千円、中学生、大人は2万5千円ということでございます。

今回はですね新潟で開催されるということで、小学生については1万5千円、中学生については2万5千円の限度額として設定させていただいているところ、予算の積算の内容におきましては、子どもが1万5千円の17名、大人の方は2万5千円の5名分ということで、取りあえず予算を設定させていただいているところでございます。

今回出場される方につきましては、美浜少年野球クラブでございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 19ページ、20ページなんですけれども、ひまわりこども園、人員不足と言われる今現状を教えてください。

○議長（繁田拓治君） ひまわりこども園長。

○ひまわりこども園長（山本理加君） 職員数でよろしいですか。

○3番（北村龍二君） はい。働いている方だけで。

○ひまわりこども園長（山本理加君） 会計年度の職員が、保育教諭が、1日の保育教諭が10名、半日の保育教諭が5名、保育補助員が3名、看護師が1名、栄養士1名、調理員4名となっています。

保育教諭、若干名募集中です。調理員も1名募集中です。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 北村議員。

○3番（北村龍二君） そしたらまあ、私たちもひまわりを回らせてもらったり、小学校に行かせてもらったときに、もうちょっと欲しいよというこの状態からはちょっとはまし

になっている。それとも後退はしてない。一緒かな。その辺ちょっと教えてください。

○議長（繁田拓治君） ひまわりこども園長。

○ひまわりこども園長（山本理加君） 今までどおりというような形です。その年によって、支援教諭の人数とかで何とか回せているというような状態です。

○3番（北村龍二君） 分かりました。

○議長（繁田拓治君） よろしいですか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。子育て健康推進課長。

○子育て健康推進課長（谷輪亮文君） 議案第6号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ782万8千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億2,348万5千円とするものでございます。

歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金、職員給与費等繰入金782万8千円の減額は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費、給料449万8千円、職員手当等180万7千円、共済費120万9千円、負担金補助及び交付金31万4千円の減額は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 令和7年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第7号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ98万3千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億9,258万4千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金98万3千円の減額は、人事異動に伴う事務費繰入金の補正でございませぬ。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費98万3千円の減額は、人事異動に伴う人件費の補正でございませぬ。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第8号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

○かがやく長寿課長（井田時夫君） 議案第8号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ41万7千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億7,959万8千円とするものでございませぬ。

6ページの歳入からご説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金41万4千円の追加は、人事異動に伴う事務費繰入金の補正でございます。

諸収入、雑入3千円の追加は、共済組合負担金の利率の変更に伴い、和歌山県後期高齢者医療広域連合から交付される派遣職員人件費の補正でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費41万4千円の追加は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

諸支出金、繰出金、他会計繰出金3千円の追加は、和歌山県後期高齢者医療広域連合から交付される派遣職員人件費の追加分を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第9号 令和7年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第9号 令和7年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、4ページ、補正予算実施計画の見積基礎、収益的支出についてご説明いたします。

営業費用、総係費563万7千円の減額は、人事異動等による給料328万5千円、手当125万6千円、法定福利費109万6千円の減額でございます。

収益的支出の補正額は563万7千円の減額で、補正後の事業費用合計は1億3,853万8千円でございます。

次に、1ページに戻っていただいて、第3条では、当初予算第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として563万7千円を減額し、1,962万3千円

と定めてございます。

最後に、6ページは、補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億8,094万1千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） これから質疑を行います。3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） こんなん言い出したら、どこの課もそうかも分からないですけども、今回人事で人員の削減ということですが、実際のところ、これ大江課長もかなり負担がかかっているような見え方もしているんですけども、これはこれで回っているんですよね。回っているといったらおかしいですけども、人事はうまいこといけているという感じのイメージでいいんですかね。

○議長（繁田拓治君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

一応、人事に関してはそういうのに携わっていないんで、何も言うことはございません。回る、回らないという話なんですけれども、回るようにします。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 総務課長のほうがよかったかな、ごめんなさい。やっぱりちょっと人手ないように見えているような気もせんでもないんですけども、よう動いてはるなというのは何かよく見え隠れしているので、人事的にはどんなもんなんですか、上下水道課は。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

人事異動をする前に、職員一人一人に個人面談をしております。いろいろな状況も聞いてございまして、1人多いなという職員からの意見もございましたので、今回そういうふうにさせていただいたということでございます。

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 令和7年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（繁田拓治君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（繁田拓治君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第16 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午前十一時三十一分休憩

———・———

午前十一時三十二分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

お諮りします。

ただいま、各委員長から委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第17として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第17として議題とすることに決定しました。

追加日程第17 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年美浜町議会第2回定例会を閉会します。

午前十一時三十四分閉会